

議 第 2 号

医療用医薬品の安定供給の実現を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国民の健康と命に関わる医薬品については、後発医薬品が普及する中、令和2年以降、製造管理の不備等による製薬会社への業務停止命令等が続き、医薬品の製造や出荷の停止・縮小が広がることで、医療用医薬品のうち、特に後発医薬品の深刻な供給不足が重なり、医療機関や薬局では、不足薬への対応の負担が生じているだけでなく、患者の命の危険も危惧されている。

現在の不足は、少量多品目構造である後発医薬品の急な増産対応が困難であるという生産過程の課題のみならず、製薬会社・医薬品卸売業者から医療機関・薬局までの流通過程における代替えの医療用医薬品も含めた供給量と需要量の正確な把握の難しさや在庫の偏在等も影響しているとも言われている。

また、政府の頻繁な薬価改定に伴う急速な医療用医薬品価格の下落は、採算面から既存薬の製造中止や出荷の減少等を招くだけでなく、新薬の開発にも影響を及ぼしかねないことから、将来にわたり国民に医療用医薬品を安定的に供給するためには、増産や新薬の開発を促す支援を行う必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の安全で安心な暮らしを支える地域の医療機関・薬局への必要な医療用医薬品の安定供給を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 医療機関・薬局による医療用医薬品の適正・公平な購入に向けて、国が製薬会社や医薬品卸売業者の製造・在庫・流通状況を把握した上で、医療用医薬品の供給継続等に必要な指導を実施できる体制を構築すること。
- 2 薬価改定が供給体制に与える影響を踏まえ、医療用医薬品の増産等に必要の人件費や設備投資への支援を拡充するなど、適正で安定したサプライチェーンの構築や創薬力の強化が図られる財政支援を行うこと。